

<会員のひろば>

雲仙・普賢岳噴火災害に特別立法を

中村 幸弘（長崎県／島原湧水会共同作業所副会長）

今回私が協同の発見誌に原稿執筆を依頼されたのは、私が行なっている活動よりも長期化する噴火災害によって、今島原が抱えている問題点を全国の皆さんに、お伝えすることを求められているのではないかと思います。

島原市、深江町合わせて約2000世帯が焼失あるいは流失などによって被害を受け、噴火から丸3年が過ぎた現時点でも、約1000世帯、3000人程度の方が、仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされています。水無川流域はほぼ壊滅状態で、直径2～3mの石がゴロゴロと広がり、土砂が2階の屋根の高さまで埋めつくしています。水無川だけでなく中尾川流域にも被害が広がりつつあります。

継続する噴火災害と生活の復興の両立という前例のない課題に立ち向かわなければならなくなりました。住民の意識としては全国の皆さんに署名をお願いした第一期から、住民を二分して争われた市長選を経て、災害が長期化する中で地元の農業・漁業・商工業などの復興には、個人の努力のレベルを越えているという認識から、又まとまりを見せ始めています。復興と言っても借金を前提としたものであり、それも農業などでは規制などによって実質的に借入れが出来なかったり、市内の商店などでは人口が災害前45000人から、表面上42000人と3000人の減少、住民票を移動していない人を含めると、実質的には40000人を切っているのではないかと思います。直接被害を受けていなくても災害が終了した時点では、もはや立ち直る余力が無くなる恐れがあります。

私が見聞した範囲内での問題点としては、

1. 現時点での保険加入において地震保険に加入していなかった為土石流で流失しても保険金が出なかったり、警戒区域設定で保険加入が出来ず、住宅が流されても保険金が出ず借金だけが

残った。

2. 自力復興が原則なので今まで借金して商店を建てていた方が、警戒区域設定などで立ち退きを余儀なくされ、新たに商店を建てるのに借金の上に借金を重ねることになった。

3. 防災計画において土石流で流された土地は現況での買い上げが原則なので、水無川防災計画では計画に反対している上流の土地所有者と、下流での拡大被害者との住民同士の対立などがあります。

これは行政側及び国側が住民に対してこういう計画があります、と住民に提示して共同の課題として取り組むという民主主義の原則を無視した点にあります。水無川の防災計画では前市長の鐘ヶ江氏においても、発表の2日前になって内容を知ったそうです。

水無川の防災計画発表によって住民同士が対立し計画も足元をすくわれた状態で、被害だけが拡大するというのが、去年1年でした。

この失敗から現在発表されている中尾川の防災計画では住民側に計画の骨子的な内容も説明会で話され、幾らかの手順は踏んでいるみたいですが、中尾川流域でも住民同士の対立が起こらないか心配です。

ここまでダラダラと書きましたが、長崎県では今知事選の最中であり、現知事は特別立法制定をようやく公約として約束する模様です。1月29日の県民集会には現知事も出席される予定です。

29日と言えば国の方は選挙制度の法案を巡って与党、野党が対立し解散もあり得るという状態です。30日は県民集会とは別組織ですが、特別立法に対して国に陳情に行く予定です。陳情に行った時に国会が解散していた方が良いのか複雑な気持ちです。

（1月25日記）